

令和7年度第1回埼玉県最低賃金専門部会議事録

賃金室長

ただいまより令和7年度第1回埼玉県最低賃金専門部会を開催いたします。部会長が選出されるまでの間、事務局が進行を務めます。

令和7年7月14日に開催された第1回埼玉地方最低賃金審議会において、埼玉労働局長から埼玉県最低賃金の改正諮問を行いました。これにより埼玉県最低賃金専門部会が設置され、各団体からの推薦等を受け委員の任命をしたところでございます。

専門部会委員は、公労使それぞれ3名ですが、専門部会の委員に含まれない本審の委員にもオブザーバーとしてご出席をいただいております。

本日の出席委員は、公益委員2名、労働者委員3名、使用者委員3名、合計8名です。よって最低賃金審議会令第6条第6項に基づいて準用する、第5条第2項において規定される定足数を満たしており、本部会は有効に成立していることをご報告いたします。本専門部会は、埼玉県最低賃金専門部会運営規程第7条第1項により、会議原則公開とされております。また、同運営規程第8条第2項により議事録及び会議資料は原則公開とされております。ただし、各条項の但し書きに該当する場合には、部会長は、会議、議事録及び会議の資料を非公開とすることができるとされております。

傍聴者は現在4名です。

続いて、専門部会議員の方々をご紹介します。まず公益代表の専門部会委員から順にご紹介します。

賃金室長

野崎委員です。

野崎委員

よろしくお願いいたします。

賃金室長

福田委員。

福田委員

福田でございます。

賃金室長

本日、鈴木委員はご欠席です。続いてオブザーバーをご紹介します。小寺オブザーバーです。

小寺オブザーバー 小寺です。

賃金室長 結城オブザーバーです。

結城オブザーバー よろしくお願ひいたします。

賃金室長 労働者代表委員です。奥から順に、高橋委員。

高橋委員 よろしくお願ひします。

賃金室長 矢島委員。

矢島委員 よろしくお願ひします。

賃金室長 近藤委員。

近藤委員 近藤です。よろしくお願ひします。

賃金室長 オブザーバーです。根岸オブザーバー。

根岸オブザーバー 根岸です。よろしくお願ひします。

賃金室長 小畑オブザーバー。

小畑オブザーバー 小畑です。よろしくお願ひします。

賃金室長 続いて使用者代表委員。奥から順番に廣澤委員。

廣澤委員 よろしくお願ひします。

賃金室長 嶋田委員。

嶋田委員 よろしくお願ひします。

賃金室長 加藤委員。

加藤委員 はい、よろしくお願ひいたします。

賃金室長 オブザーバーは、安藤オブザーバーです。

安藤オブザーバー よろしく願いいたします。

賃金室長 オブザーバーにはもう一人、今日のご欠席ですけれども、藤本オブザーバーがいらっしゃいます。

議事に先立ちまして、埼玉労働局労働基準部長の稲葉典行より、ご挨拶を申し上げます。

労働基準部長 労働基準部長の稲葉でございます。冒頭にもありましたとおり、7月14日に労働局長から改正諮問がありまして、それに基づいて本日この専門部会を設置することになりました。併せて、各団体からの推薦によりまして、専門部会委員を任命いたしました。本日は机の上に任命通知書を置いてございますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。それから、この専門部会の委員は通常、公労使3名ずつとなっておりますが、埼玉県最低賃金専門部会では、従来から専門部会委員以外の本審委員もオブザーバーということで参加をしていただいているところでございます。オブザーバーは、議決権はなく採決に加わることはできませんが、部会長の判断によって意見を述べていただく場合があることをご承知おきいただきたいと思います。

それから先ほど本審でもお話がございましたが、例年ですと、このタイミングで中賃からの目安について伝達、それから説明をしていくところでございますが、ご承知の通り、現時点では目安が出ていません。本格的な審議というのは目安が出された後になるかと思えます。審議の内容もこれから非常に難しいものになるのではないかと思います。皆様には真摯な議論を尽くしていただきますよう切にお願い申し上げます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

賃金室長 それでは、議事に入ります。議題の1は、部会長及び部会長代理の選出です。部会長及び部会長代理については、最低賃金法第25条第4項に基づいて準用をする、同法第24条において、公益を代表する委員のうちから委員が選挙すると規定されております。この会議に先立って公益委員の皆様でご協議いただきましたところ、部会長には福田委員、部会長代理には鈴木委員がそれぞれ推薦されました。公益代表委員の皆様による推薦のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

賃金室長 ありがとうございます。皆様ご了承いただいたとおり、部会長に福田委員、部会長代理に鈴木委員が選出されました。福田部会長からご挨拶をお願いいたします。

福田部会長 皆様にご協力をいただきまして、公正な会議運営に努めたいと思いますので、ご指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

賃金室長 それではこれ以降の進行は部会長をお願いいたします。

福田部会長 それでは会議を始めさせていただきます。まず、事務局から審議資料についてご説明をお願いします。

専門監督官 資料1につきましては先ほどご紹介させていただきました。令和7年度埼玉地方最低賃金審議会の埼玉県最低賃金専門部会委員名簿になります。

続きまして資料2でございますが、資料2につきましては、埼玉県最低賃金の改定に関しまして、公示に基づく関係労使からの意見です。合わせて9つの意見書の写しになります。

9つのうち上の8つ、1-1から1-8につきましては労働者団体から、最後の2-1につきましては使用者団体からとなっております。

それぞれについて抜粋でご紹介いたしますと、1-1を御覧いただきますと、こちらはUAゼンセン埼玉県支部からのものになります。

記載されておりますが、UAゼンセン埼玉県支部は、成長と分配、人への投資による好循環を生みだすため、全ての企業で「適正価格」への価格転嫁と構造的な最低賃金の引上げが必要であるとする、とされております。

続きまして1-2の埼玉県医療介護労働組合連合会を御覧ください。タイトルがケア労働者の離職防止、確保・定着のため、最低賃金額の大幅引き上げと全国一律制を求める意見書となっております。最後のところに、ケア労働者の離職防止、確保・定着のためにも、医療・介護提供体制を将来に渡って安定的に維持する上でも賃金水準の引き上げは待ったなしです。最低賃金の大幅な引き上げと全国一律制の新設は喫緊の重要課題であり、即時の決断と実行を求めます、とされてい

るところでございます。

続きまして1－3の埼玉県労働組合連合会からのものではございます。

埼玉県労働組合連合会からの意見書については、枠で囲われているところを読み上げますと、1、最低賃金額を「早期に1500円」の水準に見合うだけ大幅に引き上げること、2、審議会運営は民主主義を貫くこと、というように記載されております。

また、埼玉県労働組合連合会からの意見書の4ページ目に、最低賃金を今すぐ1500円以上に引き上げ、実効性のある中小企業支援を求める要請書、合計3万1569筆、埼玉県労働組合連合会とございます。こちらの要請書3万1569筆の要請書につきましては、労働者委員の後ろ側の方に置かせていただいていることを紹介させていただきます。

続きまして1－4の自治労連埼玉県本部からのものではございます。記の1で、現行の最低賃金時間額（1,078円）を大幅に引き上げてください、とされており、記の2で、中小企業支援策、価格転嫁の徹底について抜本的な強化を政府に求める意見表明をしてください、記の3で、審議会の運営にあたっては正確な実態把握と民主的な運営へのさらなる努力を求めます、と記されております。

続きまして1－5の生協労連コープネットグループ労働組合のその1の意見書でございます。こちらにおきましては、2枚目の最後のところで、ぜひ、すべての労働者が人間らしく暮らしていける最低賃金の水準とはの視点で議論し、地域経済の発展や活性化のためにも、埼玉県の最低賃金を1,500円としていただくようお願いします、と記されております。

続きまして1－6の同じく生協労連コープネットグループ労働組合のその2の意見書でございます。1－5とは途中書いてある内容が違ってくると思いますが、最後のところのくだりのところは同じでございます。ぜひ、すべての労働者が人間らしく暮らしていける最低賃金の水準とはの視点で議論し、地域経済の発展や活性化のためにも、埼玉県の最低賃金を1,500円としていただくようお願いいたします、と記されております。

続きまして1－7は全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部からのものではございます。

こちらにつきまして（1）のところで、地域別最低賃金の原則について生計費を中心に議論してください、とございます。

（2）のところでは、経済に関わる課題から将来を見据えた対応を、

というような記載がございます。また、(6)の最後のところでは、最低賃金の役割は、貧困と格差是正、女性の権利や男女格差是正にとどまらず、中小企業、地域経済の発展と日本経済発展に欠かせないものとなっています。最低賃金審議会の皆さんにおかれましては、目安金額に固執すること無く、高水準の最低賃金実現のためご奮闘をお願いします、と記されております。

続きまして1－8の福祉保育労働組合埼玉県本部からのものがございます。最後のくだりで、委員みなさんが決める最低賃金はわたしたち福祉労働者の賃金、生活に直結していることを今一度お考えいただきたいと、ここに意見書を提出します、とされているところでございます。

続きまして意見書の2－1は一般社団法人埼玉県乗用自動車協会という使用者団体からのものがございますが、こちらについては最後の方に、貴会におかれましては、最低賃金法第9条第2項に定める、「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める」という基本原則に基づいて、慎重のうえにも慎重なる御審議賜りますようお願いいたします、という記載がございます。

この今紹介しました意見書のうち、1－2の埼玉県医療介護労働組合連合会、1－3の埼玉県労働組合連合会、1－4の自治労連埼玉県本部、1－5の生協労連コープネットグループ労働組合その1、1－6の生協労連コープネットグループ労働組合その2につきましては、本日と明日の専門部会の場で意見の陳述をしていただく予定としております。

続きまして資料3でございます。資料3は、令和7年度最低賃金に関する基礎調査の埼玉県分の結果になります。

続きまして資料4と資料5でございますが、資料4と資料5は財務省関東財務局によるもので、資料4は令和7年4月から6月期の法人企業景気予測調査の埼玉県分、資料5は埼玉県の経済情勢報告になります。

資料6でございますが、資料6は埼玉県産業労働部による埼玉県四半期経営動向調査の令和7年1月から3月期のものです。この令和7年1月から3月期の調査では価格転嫁、最低賃金の引上げに関することを含む特別調査も掲載されております。

続きまして、資料7は埼玉県四半期経営動向調査の令和7年4月から6月期のものになります。

資料8でございますが、資料8は中小企業庁による2025年版の

中小企業白書・小規模企業白書の概要になります。

資料 9 は日本銀行による 2025 年 7 月の地域経済報告になります。
資料は以上でございます。

福田部会長 今のご説明に関してご意見ご質問あればいただきたいと思います。
それではまた出てきた時には遠慮なくご発言いただくことにして先に
進めたいと思います。

例年ですとここで目安の伝達となりますが、本審でまだ目安が出て
いないというご説明が事務局からもありました。目安の伝達は次回以
降ということになります。

次に議題の 2 ですが、公示に基づく関係労使の意見陳述についてで
す。事務局から意見書について説明してください。

専門監督官 令和 7 年 7 月 14 日から 28 日にかけて、最低賃金の改正決定
に係る関係労使の意見聴取について公示を行いましたところ、労働者
団体から 8 件、使用者団体から 1 件の意見書の提出がございました。
このうち 5 団体に意見陳述をお願いしております。

本日は埼玉県医療介護労働組合連合会及び埼玉県労働組合連合会の
方にご出席いただいております。

福田部会長 それではこれから、意見陳述をお願いしたいと思います。時間の関
係もございますので恐縮ですが、供述時間は 1 団体 10 分以内という
ことで、時間厳守をお願いいたします。それでは埼玉県医療介護労働
組合連合会さんからお願いいたします。

埼玉県医療介護労働組合連合会 埼玉県医療介護労働組合連合会から来ました竹永
と申します。よろしくお願いいたします。陳述時間をいただきまして
ありがとうございます。着席させていただきます。では始めさせてい
ただきます。

皆さんのところには、資料として我が組合からの意見書があると思
いますけれども、私自身が昨年まで現場で働いている介護職でした。
その介護現場の状況という感じで意見させていただいて、陳述をさせ
ていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

意見書にも書いてあるように、本当に介護職ケア労働者として賃金
はもともと低いですが、なんとかやってたという感じなんです
けれども、現場ではやっぱり本当に労働自体は大変なのは間違いない

んですけれども、やはり、賃金が安くてなかなか人が集まらないというのがまず現状でありまして、とりもなおさず、やっぱり介護に働いているのは大体女性が多くて、しかも子育てをしている世代とかが参加していただいているんですけれども、それも年々物価高騰もありますけれども、年々人が減って行って、減っていく上で仕事自体は減らないとかどんどん増えていくみたいな感じになっておりまして厳しくなっている。

減っている原因の一つとして、やっぱり賃金が安いということで、やっぱり子育てをするということも含めますとすごくお金を使うと。僕と一緒に働いていた人間が何人か辞めていったのかの理由としましては、やはり賃金が安くて子育てができない生活ができないということで、なくなると辞めていった方がそうですね。辞めていった方で、半数ぐらいがそんな賃金の安さで辞めていかれておりました。それ以外はやっぱ仕事がついて辞めていかれてもいますけども、その仕事がついてという理由がやっぱり人が抜けていくことで人材が少なくて、結局仕事が忙しくなると。結局人がいないことできつくなるんですけれども、人がいなくなる理由自体が賃金が安いというのはやはり一番大きな理由だと思います。本当にそこは厳しいと思います。

あと、最低賃金とはちょっと話がかわっちゃいますけども、ケア労働者の中には海外の人が来ていただいて働いてもらっているというのもありまして、その海外の人たちも最低賃金で働いているという状況で、そこら辺も厳しくて、やっぱり最低賃金で働いている人たちがもう少し生活しやすい賃金になればやめずに済むのかなと思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

福田部会長

ありがとうございました。今のお話を踏まえて、議員の皆さんから質問等がありましたら、お話しいただければと思います。

近藤委員

まず、ご陳述ありがとうございました。陳述書の中にも掲載されていますが、我々労働者側としても隣県との地域間格差については非常に課題視をしています。東京都との地域間格差、最低賃金の地域間格差による課題について少しご説明をいただければと思います。

埼玉県医療介護労働組合連合会

地域間の格差がありまして、先ほども申しましたように、賃金が安くて辞めていかれる方の中で、川口とか所沢で働い

ている人間が辞めてどうするんだという話をした時に、ちょっと川向こうというか東京側で働きたい。なぜならば東京の方が賃金が高いからということで、そういうふうに言って辞めていかれている方がここ最近多くなりました。確かにその通りなんで本当に所沢とか川口とかその辺の埼玉の南の方は、電車で数百円で行けば東京に行けまして、そこは数百円で行ければ、その賃金格差があれば全然元が取れるというのは変なんですけどもそういう状況であります。全国でも一律にというふうには思っております。

近藤委員 ありがとうございました。

福田部会長 他にいかがでしょうか、よろしいですか。それではどうもありがとうございました。続いて埼玉県労働組合連合会様から、同じく10分以内でということをお願いいたします。

埼玉県労働組合連合会 埼玉県労働組合連合会で幹事をしております龍尾といいます。ドラゴンの龍に尾っぽの尾と書きます。よろしくをお願いいたします。埼労連を代表しまして、意見書の趣旨を述べさせていただきます。本日はちょっと膨大になりますが、資料も事前にお送りさせていただきましたので、そちらの説明も含めてお話しさせていただきます。

1つ目の最低賃金を早期に1500円の水準に見合うだけ大幅に引き上げる点についてです。冒頭から皆さんの前では釈迦に説法になってしまうんですけれども、最賃法第1条についてです。

最賃法の目的として低廉な労働者の賃金の引き上げを挙げており、これは憲法25条が規定する生存権に基づくもので、事業者の支払い能力より労働者の生存権が優先することを明言したものと思うと、これは昨年徳島県知事が意見表明した中身です。ご承知の通り、昨年徳島では目安を大きく上回る引き上げにつながりました。私どももその点をととても重要視しておりまして、労働者の生計費に即した審議を行ってほしいと第一に要望させていただきます。この点で言いますと、厚労省や労働局として生計費の数値で活用されているのは、いわゆる国の標準生計費と呼ばれるものだと思います。私たちはこの金額がどのように試算されているのか疑問を持っています。

そこで、8年ぶりに埼労連として最低生計費試算調査というのを行いました。実は昨年この審議会の場で公益の会長から質問を受けた中身です。今、そういうのやられてないんですかというふうに質問さ

れて、まさにやっていますと来年持参しますとお答えしたのが、この調査結果になります。

昨年10月に公表したんですけれども、2024年春にアンケートを集めた結果で、25歳の若者が埼玉で一人暮らしするのに必要な金額が月額27.4万円、月の労働時間173.8時間で換算すると1500円以上。私たちは月150時間労働を推奨していますので、これで計算すると1800円以上になるんですね。この数字について資料のちょっと通し番号はないんですけれども、イラストがついている、若年単身世帯、子育て世帯の結果というところの次のページから入っております。そちらをご覧くださいたいんですが、この円グラフがちょっと分かりいいかなというふうに思いますけれども、これは細かい調査内容まではちょっと時間がないので省きますが、実態に即したアンケートであったり、当事者たちに集まってもらった合意形成会議などを経て出されております。店舗への価格調査も行ったりして、非常に細かい試算をした上で出された金額なので、決して高いとは思っていませんけれども、金額、現行の最賃とは大きな開きがあります。

さらに不思議なのは、先ほど紹介した国の標準生計費というのは11万9千円ぐらいだと思うんですが、こちらと比較すると税抜きでも10万円ぐらい差があるんです。ですから、この両方の生計費が実態に即しているのかどうかというのを、私たちの組合の中で検証してみようという取り組みもしました。

これが資料の一番先頭にある検証！標準生計費体験というこの中身になります。これは4月の1ヶ月間、月の前半を私たちが出した最低生計費の額の半月分の金額、月の後半を国の標準生計費が出されているこの分の半月の額で生活してみようという取り組みです。

なかなか1ヶ月間縛られた家計簿調査というのは大変なので、最後まで1ヶ月間やり通せたのは22人分のデータになってしまったんですけど、後ろの方に表がついています。前半の22人分、後半の22人分の総計なんですけども、ここで感想などもちょっと小さいんですけど、載っておりますのでご覧ください。

そのまとめというのを7ページあたりに入れているんですけども、こちらは埼労連の分析した中身ですけれども、下の方に総括と書いております。結びのところですが、労働者が日々の労働力を再生産するために必要な賃金というのは、労働者の生計費、先ほどから申しておりますが、これが基本だと思っています。

ただ、今回の体験結果を見るとですね。前半は何とか暮らせても後

半はかなりオーバーしたと、特に食費であったり、雑費に關わるお出かけしたりとか行楽に行ったりとかっていう、そういうところの金額ってというのが物価高の影響もととてもあって、非常に厳しかった。数値の中でマイナスの赤字になっている数字は設定額よりオーバーしているというところなんですね。だからパッと見ていただいて赤字が多いなっていうのはやっぱり月の後半なんです。なので、私たちはこの標準生計費と呼ばれる数字がちょっとそういう意味からも低すぎるのではないかなということをこの体験の結果から明らかにできたのではないかと思います。

私たちが先ほど紹介した最低生計費調査というのは、実は全労連という上部団体が呼びかけていて全国で取り組んでいるんですけれども、この結果をぜひこの審議でも活かしたほしいということで全国で呼びかけているところなんです、今年初めて愛知労働局がこれを採用するということを決めたというふうな情報も得ています。ぜひこちらの埼玉審議会の方でも活用していただきたいと思います。

この調査自体もうちょっと状態を詳しく説明しますが、あっちこっちいってすみません。

先ほどの最低生計費調査のところに日本地図が入っていると思うんですけど、全国27都道府県で約5万人の方がこの調査に協力をしています。見ていただいたように、どこで暮らしてもほぼ1700円前後という数字にも出ていて、これを根拠に私たちは全国一律最賃制の確立というのを求めています。

先ほど来言われていました弁護士会の会長さんの声明も出されているということで、本当に励まされるなと思ったんですけれども、この最低生計費調査の埼玉の結果の後ろに東京の新宿区の結果も参考ということでつけていると思うんですが、そちらを見ていただくと、埼玉の女性の金額と新宿の女性の金額ほとんど一緒なんです。時間額にして1800円台ということで、これを見ると東京と埼玉に差額がないということを見ると、さっき介護の現場の方の話もありましたけど、ここに開きがある。格差があるということの問題がたくさんあると思うんですが、そこにつながってくるなと思ひまして、やはり、全国一律を急ぐということが必要だと思っています。私は東京に住んでいるので、東京から埼玉に毎朝通うんですけれども、すごいラッシュ、ラッシュ時すごいんですよね。そういう逆流するような人の流れみたいなものは全国一律にすることで必ず収まってくると思いますし、やはり地域経済を活性化させるためにはそういったところにもうそろそろ

手をつけていっていただかないといけないかなというふうに思っています。

この審議会では東京との格差の是正については昨年一昨年私傍聴させてもらってますけど、皆さん問題意識は共通で持たれているんですけど、ただ是正改善は今ではないというところの到達と思うんですけど、私は今ではないと言ったら、じゃあいつなんだというふうに問いたいんです。今じゃないのかというふうに思います。今しなければ、じゃあいつになるんだと。もっともっと疲弊していったら、もう改正する場面もないんじゃないかというふうに思っています。

あとちょっと時間もないので資料もう一つ、毎回意見書と合わせて提示しています。募集時給調査というのもつけてますので、それも若干触れますけども今年の春、街頭などに置かれている募集されている冊子だとか、あるいはネットなどの募集状況などを我々が集約してまとめたものが春の時給調査報告になります。これでいくと3ページのこの円グラフが最賃近傍で働く人たちのまとめになっています。

半分が運輸業なんですけど、私たちの分析でいくと、やっぱり深刻な人手不足で単純に募集が多いということではないかというふうに見ています。仕事の内容で見ると、配送とかよりも倉庫内の倉庫作業みたいなことが多いという状況です。

あと若干、募集自体はそんなに多くないんですけど、医療、福祉関係っていうのもあります。この人たちっていうのは、実はこの全体の募集の中の半分が最賃近傍なんですね。仕事内容を見たら実は介護職、介護の仕事の時給水準の低さってというのが、こういうところからも表れてるなと思います。

あと最後にちょっとごめんなさい。ちょっとだけオーバーしちゃったんですけどすみません。審議会の運営についてはぜひ先ほどから言い述べているように、最賃の影響を強く受ける非正規だったり、女性であったり、あるいはケア労働の人たちを組織しているそういう労働分野の代表であったり、そういった人たちから出していただきたいと思います。私、貴重な時間10分いただいたんですけど、この10分でなかなか言い尽くせないものがいっぱいあるので、やはり審議自体にそういった人たちを交えていただいてきちんと議論の中で公正に発言させていただくのが一番ありがたいなと思っていますので、それについてお願いするのと、あと傍聴についても、今日我々の団体の一人が抽選漏れしたんですね。だから5名の枠はちょっと狭すぎるんじゃないかと思っていますので、他の局とか10名とか結構そういうところあ

りますので、ぜひ傍聴に広げていただくことを検討していただきたい
と思います。

あと、署名についても大勢集まっていますが、実は今日も24筆ギリ
ギリ間に合わせた人の分も持ってきまして、合計でこれで3万159
3筆になります。この人たちの声もぜひ皆さんの下で受け止めていた
だきたいと思います。すいません。オーバーしました以上になります。

福田部会長 非常にご意見ありがとうございました。それでは、委員の皆さんか
ら今のご意見についてご質問、ご意見等あれば、お話いただければと
思います。

近藤委員 いくつかお聞きします。まず時給の1800円というような値につ
いて、私たち連合の方でもリビングウェイズとして、さいたま市で生
活する際の必要な最低額を定めているところですが、最近の物価上昇
についていけないという課題があります。調査した段階からさらに
物価が上がっている。特に今でいうとお米も上がっているよねという
のも内部では話をしていますが、この1800円についてはその時点
あるいはその先の少し物価上昇も見ているのかどうかについて教えて
ほしいというのが一つと、あともう一つ調査、最低生計費試算調査
結果の時に全国5万人の方から協力を得て試算されたという話があり
ましたが、35歳で5万人ではなく、様々な年齢の方の生活を調査し
た結果から抽出したという理解でよろしいでしょうかという2点をお
聞かせいただきたいと思います。

埼玉県労働組合連合会 はい。ありがとうございます。1つ目の物価上昇分の時期
の問題ですけど、調査自体は24年の4月から6月ぐらいの3、4ヶ
月の間に調査票アンケートとか集めましたので、その時点の計算とい
うことでその結果を昨年の10月に公表しています。ですので、1年
経った今調べるともっと実際上がっているはずですよ。なので、本当で
あれば毎年のように更新して出していきたいものですが、非常に人も
お金もかかるということで、それで埼玉も8年ぶりに3回目になるん
ですが、8年前、8年前と、8年ごとにやっています。

あと2つ目の5万人の件ですが今おっしゃられたように、この埼玉
の今回の資料についても、若年単身世帯・子育て世帯であると思う
んですけど、同じタイミングに25歳の単身だけでなく30代の夫婦
で子供がいる40代の夫婦、50代の夫婦ってことで、あと70代以

上の年金受給世帯も含め、幅広い世帯から同時に集めています。なので、その世帯ごとの結果っていうのも順次出してまして、実は直近の7月10日に子育て世帯っていうのも出しました。

これも本当の概要なんですけど、今日は最新の話題ですので詳しくは載れていませんが、7ページ以降の子育て世帯というところに載っています。

これちなみに、ちょっと紹介させてもらおうと、30代夫婦と子ども2人という結果の表が9ページにこういう表が入っているんですけど、ここを見ていただくと、30代、今若者が結婚して子供が生まれるとってというのが想定できると思うんですけど、先ほどの25歳単身っていうのは年収で330万円ぐらいになるんです。

この330万円ぐらいの2人が2馬力で頑張れば子育て世帯のこの年収650万円ぐらいに届くと。逆に言うと、それぐらいないと子ども2人いたら生活できないということが相関性で言ったら今回の結果から見られたなということは思っています。

あと5万人は全国同じような調査を埼玉以外のみんな同時並行にやっているんで、割合は分かりませんけれども、若年単身世帯はなかなか集めるのが大変なので、5万のうちの例えば5分の1ぐらいかもしれないけれども、ちょっと正確性を欠けますが、そういうことになっています。

近藤委員 ありがとうございます。

福田部会長 はい、他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは今日はお暑いところ本当にありがとうございました。本日の意見陳述はここまでといたします。

次回引き続いて、意見陳述を予定しております。続いて、公示に基づく意見以外の意見等の提出があれば事務局から報告してください。

専門監督官 特にございませんでした。

福田部会長 議題3はその他ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。事務局から何かありますか、

賃金室長 事務局からは特にございません。

福田部会長

本日の議事録の確認は、公益委員は私福田が、労側は矢島委員、使側は廣澤委員にお願いいたします。次回第2回埼玉県最低賃金専門部会は、明日8月1日の午前9時30分から開催される、第3回埼玉地方最低賃金審議会の終了後から開催し、公労使3者で行う審議は公開とします。これで本日の議会は閉会させていただきます。ありがとうございました。